

豪雪地帯対策基本計画(令和4年12月9日閣議決定)

変更の主なポイント

積雪による条件不利性がもたらす課題を克服し、
豪雪地帯の魅力を生かした地域振興を推進

「基本理念」の創設

- 国土強靱化を踏まえた克雪対策の充実
雪に強く安全に安心して暮らすことの出来る地域社会の実現
- 親雪・利雪の推進
雪国の自然的特性、固有の文化を生かした取組を推進
- 地域の特性を尊重
地方公共団体や地域住民の意見を施策に反映
- 豪雪地帯の理解促進
平時より全国に幅広く豪雪地帯の状況を周知



重点に「除排雪の担い手の確保と除排雪体制の整備」を新設

- 冬期交通確保のための除排雪事業者の確保
 - ・建設業の担い手確保
 - ・除雪機械の更新への配慮
 - ・適切な経費の計上
- 共助除排雪体制の整備
 - ・除排雪の体制整備と安全の確保
 - ・交付金の交付その他の措置



重点に「親雪・利雪による個性豊かな地域づくり」を新設

- 親雪を通じた文化育成及び交流促進
 - ・雪国文化の形成、景観の創造・保全
 - ・雪国の特性を生かした交流の展開
- 利雪を通じた地域の振興
 - ・雪冷熱エネルギーの利活用
 - ・雪の多様な利活用



現行計画の構成

- 1 基本計画の目的
- 2 基本計画の性格
- 3 基本計画の重点
 - (1)交通、通信の確保
 - (2)農林業等地域産業の振興
 - (3)生活環境施設等の整備
 - (4)国土保全施設の整備及び環境保全
 - (5)雪氷に関する調査研究の総合的な推進
- 4 基本計画の内容
- 5 基本計画の推進

計画見直しの背景

- 令和4年3月
豪雪地帯対策特別措置法改正
- 同改正法に対する附帯決議
- 近年の豪雪地帯をとりまく課題への対応
 - ・人口減少・高齢化の進行
 - ・年毎の降雪量の変化、集中降雪の増加等の降雪の態様の変化
 - ・除排雪の担い手不足の危機的な状況等

豪雪地帯対策基本計画(令和4年12月)(主な変更点)

1 基本計画の目的

- 豪雪地帯の地理的・社会的な状況を踏まえた豪雪地帯を取り巻く状況
- 豪雪地帯ならではの自然環境等の資源を活用した地域づくりの必要性
- 総合的な豪雪地帯対策による地域経済の発展と住民生活の向上に寄与するという基本計画の目的
- 昨今の豪雪地帯の困難な現状および雪の新たな価値の創出という視点

2 基本計画の位置付け

- 本計画は、豪雪地帯における恒久的な諸対策の基本となるべきものであること
- 本計画は、豪雪地帯における種々の長期計画に反映されなければならないこと
- 本計画は、**地域の特性に配慮した地震、津波等に係る防災対策を含めたあらゆる施策を行うに当たって、尊重されなければならないこと**

3 基本理念

- 雪を産業の停滞等の要因ではなく資源と捉え、雪国の特性を生かした交流と連携の促進を推進することの必要性
- 国土強靱化の観点を踏まえ、克雪対策の充実の促進すること
- 親雪、利雪の観点から、豪雪地帯の特性を生かした取組を支援し魅力を発信することで、産業の振興等に取り組むことの重要性

4 基本計画の重点 / 5 基本計画の内容

I 豪雪地帯に関する事項

(1) 交通、通信等の確保に関する事項

- 積雪期においても、交通、通信の安全性、円滑性の確保及び高度化を図るために必要な施設等の整備・拡充に努める
- 短期間の集中的な大雪時における幹線道路での大規模な車両滞留の回避及びその備えに努める

(2) 農林業等地域産業の振興に関する事項

- 産業の振興を総合的に推進し、活力ある地域づくりを進めるために必要な産業の基礎条件等の整備・改善に努める

(3) 生活環境施設等の整備に関する事項

- 安全・安心で快適な地域づくりを進めるために必要な施設等の生活環境施設の総合的な整備・拡充に努める 等

(4) 国土保全施設の整備及び環境保全に関する事項

- 安全な国土の形成を図るために必要な治山、治水等による国土保全施設の総合的な整備・拡充に努める 等

6 基本計画の推進

- 本計画に基づく事業を計画的・効率的に実施するため、国及び地方公共団体が必要な措置(経費の確保等)を構じること
- 住民は、豪雪地帯対策の推進に協力するよう努めること

(5) 除排雪の担い手の確保及び除排雪体制の整備の促進に関する事項

- 人口減少や高齢化の進行による除排雪の担い手不足に対応するために必要な施策を推進
- 担い手不足に対応するため、除排雪の自動化・省力化に資する技術の開発及び普及を図る

(6) 親雪及び利雪による個性豊かな地域づくりに関する事項

- 豪雪地帯の自然的特性、固有の文化等を生かした個性豊かな地域づくりに関する取組を推進

(7) 雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に関する事項

- 豪雪地帯対策を円滑かつ効果的に推進するために必要な克雪や利雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に努める

II 特別豪雪地帯に関する事項

(1) 道路交通の確保に関する事項

(2) 農林業等に関する事項

(3) 生活環境施設等の整備に関する事項

- 特に留意すべき事項
 - 地方公共団体の自主性、自立性の強化
 - 道府県豪雪地帯対策基本計画の尊重
 - 市町村における雪対策に関する計画の考慮
 - 効率的な事業の実施
 - 民間団体等の協力
 - 工事の早期着工
 - 財政上の措置